

令和2年9月23日

広島県危機対策推進事業者連絡会 様

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長  
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

「全国的又は大規模イベントの事前相談に係る実施要領」改正の周知について（依頼）

広島県では、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」において、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを実施する場合には、イベントの主催者（又は施設管理者）は、イベントの開催要件などについて、事前に、県に相談していただくこととしています。

この度、イベントの開催条件を改正（令和2年9月19日施行）したことに伴い、別紙のとおり、「全国的又は大規模イベントの事前相談に係る実施要領」（事前相談書の様式を含む。）を一部改正しました。

については、貴施設を利用するイベントの主催者などにこの旨を周知していただきますよう、お願いします。

担当：広島県健康福祉局 健康福祉総務課  
新型コロナウイルス感染症・総合支援チーム 桑原  
電話直通 082-513-3029  
県庁代表 082-228-2111 内線 3029  
メールアドレス：fusoumu@pref.hiroshima.lg.jp

イベント主催者（又は施設管理者）の皆様へ

全国的又は大規模なイベントを開催する場合の  
県への事前相談について（お願い）

広島県では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年7月10日から、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを実施する場合は、イベントの開催要件などについて、事前に、県に相談していただくこととしています。

事前相談は次のとおり実施しますので、御協力くださいますよう、お願いします。

令和2年7月

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長

全国的又は大規模イベントの事前相談に係る実施要領

令和2年7月16日制定

令和2年9月23日改正

1 事前相談の対象となるイベント

「全国的な人の移動を伴うイベント」又は「参加者が1,000人を超えるようなイベント」が対象となります。

この場合、イベントとは、「主催者が参加者を募って行うもの」をいいます。

(1) 全国的な人の移動を伴うイベント

プロスポーツがその代表的な例ですが、「広島県内で行われるイベントに他の都道府県の人に参加することが見込まれる場合」は、事前相談の対象とします。

(2) 参加者が1,000人を超えるようなイベント

- ・ 参加人数は、主催者が過去の実績や今回の開催規模から見込んだ人数とします。
- ・ 「1,000人」は、「1日当たりの人数」を基本とします。
- ・ 参加人数は、主催者側と参加者のいる場所が明確に分かれている場合は、参加者のみの数とします（例：プロスポーツイベントの選手と観客）。  
主催者側と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合は、両者を合計した数とします（例：展示会の出展者と来場者）。

(3) 事前相談の対象としないイベントの例

学校行事、企業内研修、国や地方公共団体が主催する各種試験

2 相談者

イベントの主催者（又は施設管理者）

### 3 相談先

広島県健康福祉局 健康福祉総務課 新型コロナウイルス感染症・総合支援チーム  
電話直通 082-513-3029 県庁代表 082-228-2111 内線 3029 FAX082-511-6715  
メールアドレス : fusoumu@pref.hiroshima.lg.jp

### 4 事前相談で行う内容

感染拡大防止対策が実施されることを書面や電話聞取りで確認します。  
また、対策の内容について、助言したり、お願いをしたりする場合があります。

### 5 事前相談の実施方法

① 事前相談書の様式の入手（主な入手方法は、次のとおりです。）

- 広島県ホームページにアクセスして、事前相談書の様式をダウンロードする。
- 県庁の健康福祉総務課やイベントの関係課などに連絡して、事前相談書の様式をメールなどで受け取る。

② イベント概要資料、「イベントで講じる感染拡大防止策が分かる資料」の準備

※ これらの資料があれば、事前相談書の大部分の記入が省略可能となります。

③ 事前相談書への記入、具体的な対策の確認チェック

④ 事前相談書と上記②で用意した資料を県庁の健康福祉総務課にメールなどで提出  
メールアドレス : fusoumu@pref.hiroshima.lg.jp

※ 事前相談書をメールで送る際は、なるべく Word ファイルのまま送信してください。

県の確認記入・返信の際に助かります。

⑤ 相談先の担当者から相談者に電話連絡などがあります。

感染拡大防止対策の内容について、電話でお聞きすることがあります。

⑥ 確認が終わると、県の記入が加わった事前相談書が相談者に返信されます。

## 全国的又は大規模イベントに係る事前相談書

イベント名：

## 1 相談者及びイベント責任者

相談者	(所属・名前) (所在地) (電話番号) (緊急連絡先) (メールアドレス)
イベント責任者	(所属・名前) (所在地) (緊急連絡先)

注1 相談者は、イベント主催者としませんが、施設管理者が相談者となられても構いません。

注2 感染拡大の兆候や催物などにおけるクラスターの発生があった場合、催物などの無観客化、中止又は延期などを含め、主催者に対して必要な要請をする場合があります。

## 2 イベントの概要

※ 既存の資料に記載がある場合は、その資料を提出し、記入を省略しても構いません。

日時	
場所	(名称) (所在地)
参加対象者	
参加人数	(見込人数) (前回実績)
イベントプログラム	

注3 参加人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例：プロスポーツイベントの選手と観客）は、参加者数のみを計上します。主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例：展示会の出展者と来場者）は、両者を合計した数とします。

注4 イベントプログラム欄は、このイベントの主な内容が分かるように記入してください。

## 3 事前に確認する項目

次の項目ごとに具体的な対策を講じているかなどを確認し、必要事項や具体的な対策を記入し、「相談者確認欄」にチェックを入れてください。

※ 既存の資料に記載がある場合は、その資料を提出し、記入を省略しても構いません。

項目（開催条件）	相談者 確認欄	県 確認欄
<p>1 ガイドラインの順守 業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインを順守し、これに沿って実施すること。（ガイドラインについては内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室のホームページなどを参照） ※ 参考となるガイドラインがない場合は、「ガイドラインなし」と記入してください。</p>	□	□
<p>2 イベント参加人数 「人数上限」及び「収容率要件による人数」のいずれか少ない方を限度とすること。（新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について（令和2年9月15日一部改正）を参照） ※ 会場の収容定員を記入してください。収容定員が設定されていない場合は、「収容定員の設定なし」と記入してください。</p>	□	□
<p>3 消毒の徹底等 出入口、トイレなどでの手指消毒、施設内のこまめな消毒、手洗いの励行など</p>	□	□
<p>4 マスク着用の担保 マスク着用状況を確認し、マスクを持参していない人がいた場合は主催者側で配付など</p>	□	□
<p>5 有症状者の出演、入場などを確実に防止 検温を実施し、発熱などの症状がある場合は、イベントへの参加を控えてもらうようにする。入場を断った際の料金払い戻し措置を規定する。有症状の出演者などは、出演・練習を控えるなど</p>	□	□
<p>6 参加者の把握 事前予約時又は入場時の参加者連絡先の把握、接触確認アプリや「広島コロナお知らせQR」の積極的活用など</p>	□	□
<p>7 大声を出さないことの担保 大声を出す人がいた場合、個別に注意・対応できるようにする。スポーツイベントなどでは、鳴り物の使用を禁止し、個別に注意・対応できるようにするなど</p>	□	□

項目（開催条件）	相談者 確認欄	県 確認欄
<p>8 3密の回避</p> <p>こまめな換気，入退場や休憩時間のロビー・トイレなどでの密集回避（時間差入退場，人員の配置，導線の確保など），休憩時間中やイベント前後の食事などでの感染防止の徹底，入場口・トイレ・売店などでの密集が回避できない場合は，その収容能力に応じて人数上限などを下回る制限の実施など</p>	□	□
<p>9 演者と観客間の接触・飛沫感染リスクの排除</p> <p>演者，選手などと観客がイベント前後や休憩時間などに接触しないよう確実な措置を講じるとともに，接触が防止できないおそれがある場合は開催を見合わせる。演者が歌唱などを行う場合には，舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）など</p>	□	□
<p>10 交通機関，イベント後の打ち上げなどにおける3密の回避</p> <p>イベント前後の公共交通機関，飲食店などでの密集を回避するため，交通機関，飲食店などの分散利用について注意喚起など</p>	□	□

記入日：           年    月    日

責任者確認欄：□（責任者の確認後，チェックしてください。）

（相談日※県が記入：           年    月    日）

※ 祭りなどの行事の開催について

祭り，花火大会，野外フェスティバルなどについては，全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては，中止を含めて慎重に検討・判断することとしています。

なお，イベントを開催する場合は，十分な人と人との間隔（1m）を設けることとし，当該間隔の維持が困難な場合は，開催について慎重に判断することとしています。